

受取の際にこの書類もご持参ください。スムーズにカードを受け取っていただくためです。

代理人によるマイナンバーカードの受け取りについて

マイナンバーカードは本人交付を原則とし、**代理人に交付できるのは以下の要件を満たす場合に限定されています。**

- ・ 国の要領に規定されたやむを得ない理由により本人が来庁できないと認められる。
- ・ **交付申請者（本人）の顔写真付き本人確認書類**及び代理人の顔写真付き本人確認書類（裏面 A 書類に限定）を含む必要書類が提示できる。

■やむを得ない理由と認められる（代理人が受け取れる）状況と必要な資料の例

本人の状況	本人の来庁が困難である理由を証する資料
要介護・要支援認定を受けている	要介護・要支援認定の記載のある介護保険被保険者証 施設長が作成する顔写真証明書
施設入居している	ケアマネージャーとその所属する事業者長が作成する顔写真証明書
障害がある	身体障害者手帳, 精神障害者保健福祉手帳, 療育手帳
75 歳以上の高齢者	※理由を証する資料は不要（本人確認書類は必要） 交付通知書・照会書への外出困難である旨の記載が必要
未就学児・小学生・中学生	※理由を証する資料は不要（本人確認書類は必要）
高校生・高専生	学生証, 在学証明書
長期入院中で退院の見込みがない（入院期間は満 1 ヶ月以上とします。）	入院診療計画書, 診療明細書, 入院料等の記載がある医療費の領収書（入院期間が満 1 ヶ月と明記された先月分医療費の領収書に限る）
妊婦	母子健康手帳, 妊婦健診を受診したことが確認できる領収書, 受診券
成年被後見人	登記事項証明書
被保佐人・被補助人	登記事項証明書（代理行為目録に明記）
長期出張・渡航している ※出張期間を定めています。	勤務先による長期出張・渡航を証する書類または呉市が定める長期出張等証明書（窓口でのお渡しまたは呉市ホームページから印刷が可能）
海外に留学している	査証のコピー, 留学先の学生証のコピー

※平日の日中での来庁が難しい場合は、毎週木曜日延長窓口、日曜日臨時開庁（市民窓口課のみ）をご活用ください。詳しい日時については、呉市ホームページを確認または市民窓口課までお問い合わせください。

問い合わせ先
呉市役所市民窓口課 管理グループ
☎ 0 8 2 3 - 2 5 - 5 6 9 8

■手続きに必要なもの ※いずれも原本必須

本人のもの	代理人のもの
1. 本人の来庁が困難である理由を証する資料	1. 本人確認書類（下記 a、b のいずれか） a) Aグループ 2点 b) Aグループ 1点とBグループ 1点の計 2点
2. 交付通知書（ハガキまたは封書） ※代理人、暗証番号欄を事前に記入し、暗証番号欄に目隠しシールを貼ってください。	・本人が 15 歳未満、成年被後見人の場合 <u>15 歳未満</u>
3. 通知カード（お持ちの方のみ。紛失された場合、届出を記入していただきます。）	・戸籍謄本（住民票が同一世帯、または本籍地が呉市で平日 8：30～17：15 に受けとる場合は不要です。）
4. 個人番号通知書（お持ちの方のみ）	<u>成年被後見人</u>
5. 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）	・登記事項証明書
6. 本人確認書類（下記 a、b、c のいずれか） a) <u>Aグループ 2点</u> b) <u>Aグループ 1点とBグループ 1点の計 2点</u> c) <u>Bグループ 3点（うち 1点以上は顔写真付き）</u>	

■本人確認書類（有効期限内の原本に限る。）※住民異動届、戸籍届等で住所・氏名の変更が書き換えられていない場合や、文字・写真の汚損で確認できない場合は、事前に発行機関で書き換え・再交付を受けてからお越しください。

Aグループ（顔写真付き） ※以下のものに限る	Bグループ（すべて「氏名+住所」または「氏名+生年月日」の記載があるものに限る。）
<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降交付のもの） ・パスポート ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・一時庇護許可書 ・仮滞在許可書 	<p>【「氏名+住所」または「氏名+生年月日」が記載されており、官公署または法人が発行したもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証（国民健康保険／協会けんぽ／共済組合／船員保険） ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険証 ・年金手帳 ・年金証書 ・基礎年金番号通知書 ・年金額改定通知書 ・年金振込通知書 ・母子健康手帳（出生届出済証明に記載があるもの） ・被保護証明書（緊急受診用は不可） ・各種医療費助成等受給証（こども医療費受給者証・特定疾患医療受給者証など） ・呉市いきいきパス（呉市敬老優待証は不可） など <p>【許可証もしくは資格証明書で、顔写真が貼付されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・電気工事士免状 ・動力車操縦者運転免許証 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・船員手帳 ・教習資格認定証 ・戦傷病者手帳 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・船員手帳 ・宅地建物取引士証 ・無線従事者免許証 ・個人番号カード顔写真証明書（使用できる者は限られる。） など



マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書

- 申請いただいたマイナンバーカードが準備できましたので、お知らせします。
- 以下の「本人の住所・氏名」の欄に、ご自身で住所と氏名を記入の上、A～Cの書類を持参して、マイナンバーカードの受取にお越しください。

- A本通知書（はがき）
 - B通知カード、住民基本台帳カード、マイナンバーカード（お持ちの方のみ）
 - C本人確認書類（以下のAの書類を1点。Aがない場合は、イを2点持参してください。）
 - ア マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード など
 - イ 健康保険証、年金手帳、医療受給者証、学生証 など
- ※「氏名+生年月日」または「氏名+住所」が記載されている必要があります。

- 15歳未満または成年被後見人の方は、法定代理人が、①上記Cの法定代理人の本人確認書類
- ②代理権の確認書類（戸籍謄本等。同一世帯の親は不要。）も持参して、同行してください。

令和 年 月 日

①

マイナンバーカード交付・電子証明書発行の申請は、私の意思によるものです。

本人の住所 _____

本人の氏名 _____

（以下は、マイナンバーカードの受取を代理人に委任する場合のみ記入してください。）

- ・病気、身体の障害、未就学児である等のやむを得ない理由により、本人の来庁が困難であると認められる場合には、代理人がカードを受け取れますので、以下に「代理人の住所・氏名」、「暗証番号」を記入の上、必要書類を代理人に持参させてください。暗証番号部分の上には、目隠しシールを貼ってください。
- ※代理受取に必要な書類は、本人受取の場合と異なるので、下記サイト等で確認してください。

私は下記の者を代理人として、マイナンバーカード・電子証明書の受領権限を委任します。

代理人の住所 _____ ②

代理人の氏名 _____

①署名用電子証明書暗証番号（大文字英字・数字混合6～16文字）

②利用 _____ 暗証番号を記入し、シールを貼付

③住民基本台帳用暗証番号（数字4桁）

④券面事項入力補助用暗証番号（数字4桁）

- 詳細は、マイナンバーカード総合サイト(<https://www.kojinbango-card.go.jp>)をご覧ください。だくか、コールセンター（0120-95-0178）または市町村にお問い合わせください。

代理人が受け取る際の交付通知書（はがき）の記入例

※すべてご本人様に記入していただきます。ご本人様が15歳未満、成年被後見人の場合は、法定代理人（親権者、成年後見人）が記入してください。

代筆の場合は、押印が必要です。

① 記入日、本人の住所、氏名を記入

※本人が15歳未満・成年被後見人の場合は、法定代理人（親権者・成年後見人）の住所・氏名を記入してください。

② 代理人の住所、氏名を記入

※法定代理人（親権者、成年後見人）が代理で受け取る場合、記入は必要ありません。

・交付通知書の暗証番号欄は必ず事前に記入していただき、シールを貼って窓口までお越しください。

法定代理人以外の代理人に設定した暗証番号を見せることはできません。交付通知書はカードお渡し当日に回収いたしますので、暗証番号は事前に控えていただきますようお願いいたします。（暗証番号の控え等説明資料を代理人にお渡ししますので、後日そちらの資料に暗証番号を書き写してください。）

<記入例>

オー ゼロ

(1)	署名用電子証明書	0	0	3	4	A	B												
(2)	利用者証明用電子証明書	1	2	3	4														
(3)	住民基本台帳用	1	2	3	4														
(4)	券面事項入力補助用	1	2	3	4														

英字の0（オー）と英字の0（ゼロ）のように誤読しやすい文字は、フリガナをスペースに記入してください。